

目標の作成日：令和8年3月29日

社会福祉法人東大寺福祉事業団 東大寺福祉療育病院
女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性活躍推進法とは、男女の人権を尊重しつつ社会における女性の活躍の場を広げること組織風土を醸成するため、次の行動計画を策定する。

1.計画期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日までの6年間

2.課題 管理職の残業が多く、仕事と家庭の両立が難しいと考えられることから、管理職を目指す女性社員（看護部を除く）が少ない

3.目標 残業を月平均10%減らす

4.対策

<実施時期・取組内容>

- 毎月 残業時間を所属長と共有をし、削減ができるよう意識をする
- 令和8年5月～ 各部署で上司が職員の育成計画を作成し、職員へ共有をする
- 令和8年度～ 削減できる管理職業務を決定し、削減への取組を開始する
- 令和9年度～ 管理職候補となる女性社員に対しキャリアアップ研修を実施する

情報公表項目

【男女間賃金差異】

男女間賃金差異

全て労働者	73.5%
正規労働者	76.1%
非労働者	147.9%

【女性管理職比率】

58.3%

【労働者に占める女性労働者の割合】

76.8%